

第8号議案 内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則及び内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則一部変更の件

道志村漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要

遊漁料金の変更

新旧対照表（下線：変更部分）

変更案

道志村漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

第1条～3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所（山梨県南都留郡道志村9237番地）又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料（表中「前売」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	
			前 売	現場売り
あ ゆ	竿釣のうち友釣	1 日	2,000円	4,000円
		1 年	10,000円	
やまめ、いわなにじます、うぐい うなぎ	竿釣、置き針	1 日	1,500円	3,000円
		1 年	7,000円	

2次表左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定に係わらず次表右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
中学生	1／2
女性	1／2
肢体不自由者	1／2

第4条第3項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	漁具漁法	期 間	特別遊漁料
にじます	竿釣	1日	3,800円
やまめ	竿釣	1日	4,500円

現行規則

道志村漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

第1条～3条 略

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所（山梨県南都留郡道志村9237番地）又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料（表中「前売」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	
			前 売	現場売り
あ ゆ	竿釣のうち友釣	1 日	2,000円	2,500円
		1 年	8,000円	
やまめ、いわなにじます、うぐい うなぎ	竿釣、置き針	1 日	1,200円	2,000円
		1 年	6,000円	

2次表左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定に係わらず次表右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
中学生	1／2
女性	1／2
肢体不自由者	1／2

第4条第3項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	遊具漁法	期 間	特別遊漁料
にじます	竿釣	1日	3,200円
やまめ	竿釣	1日	3,800円

変更の概要 遊漁料の納付場所変更											
新旧対照表（下線：変更部分）	現行規則										
変更案											
別表 第4条第1項で定めた前売り遊漁料の納付場所	別表 第4条第1項で定めた前売り遊漁料の納付場所										
<table border="1"> <tr> <td>南都留郡道志村月夜野45番地</td><td>両国屋</td></tr> <tr> <td>〃 9237番地</td><td>道志川溪流フィッシングセンター</td></tr> <tr> <td>オンラインシステム</td><td>つりチケ・フィッシュパス</td></tr> </table>	南都留郡道志村月夜野45番地	両国屋	〃 9237番地	道志川溪流フィッシングセンター	オンラインシステム	つりチケ・フィッシュパス	<table border="1"> <tr> <td>南都留郡道志村月夜野45番地</td><td>両国屋</td></tr> <tr> <td>〃 9237番地</td><td>道志川溪流フィッシングセンター</td></tr> </table> 尚、この表に定めるもののほか、「道志村漁業協同組合遊漁承認証販売所」の幟旗の立つ所も納付場所とする。	南都留郡道志村月夜野45番地	両国屋	〃 9237番地	道志川溪流フィッシングセンター
南都留郡道志村月夜野45番地	両国屋										
〃 9237番地	道志川溪流フィッシングセンター										
オンラインシステム	つりチケ・フィッシュパス										
南都留郡道志村月夜野45番地	両国屋										
〃 9237番地	道志川溪流フィッシングセンター										
尚、この表に定めるもののほか、「道志村漁業協同組合遊漁承認証販売所」の幟旗の立つ所も納付場所とする。											